

日時:平成29年8月

対象:主要出資法人(24法人)、各出資法人所管課

内容:人的関与の必要性等について幅広く意見聴取

人的関与に関するヒアリング結果の概要

出資法人

【公益・一般財団法人、特別法に基づく法人】

●市の施策に熟知した職員が中核にいないと、うまく回っていかない。併せてプロパーの人材育成もやっていきたいとは考えている。うまく職員も育成しながら、市の力も借りながら運営していくというのが当面の方向性である。

●市OBがいることにより、市との関係を密に保っている。市とのやりとりがスムーズに進むし、答えを出すのも早い。ただし、今以上の関与は必要ないと考えている。

●市OBについて、行政に関するノウハウ、経験をもっている人が来てもらえることは非常にありがたい。少人数で常にバタバタしている中で、市の施策等について、一から説明している時間はない。そのような中で、市のことをよく知っていたり、市内の関係団体との調整をうまくやってくれたり、とても助かっている。

●市の施策と連携した事業を展開していく上で、川崎市からの人的関与があるとありがたい。事業の継続性の観点で、いずれはプロパー職員の採用をしていきたいと考えているが、指定管理が取れなかった場合等のリスクを考えると難しい。

●現場の対応という部分では、必ずしも市職員、市OBである必要は無く、現在も民間出身者に来てもらっているが、市との連携や、全体管理といった部分については市からの人的関与が必要と考えている。

●法人の設立趣旨からすると、理事長は本市退職職員が就任することが望ましいと考えている。職員についても、専門性を考えると、その分野に携わっていた方にきてもらいたい。

●法人の事業が市の施策と密接に関わっており、仕事の種類や内容によるが、川崎市から一定程度人的関与があった方がよいと考えている。ただし、人数や割合について、どの程度がよいのかというのはなかなか難しい。

【株式会社】

●法人として、プロパーだけではまだまだ力不足の部分もあり、プロパーの育成にも時間もかかりそうなので、それまでのご支援をお願いしたい。

●国や市等との調整事項が多いため、一定程度川崎市の人的関与が必要と考えている。技術の伝達という部分では、いずれは現役の職員も派遣してもらいたい。

●主要なポストの人材は民間からスカウトしている。ただし、公共性、公平性が求められるため、一定程度市の関与も必要であると考えている。

所管課

【公益・一般財団法人、特別法に基づく法人】

●市のOBがいる方が業務が円滑に進む。ただし、通常の委託している業務については、市のOBに限らず、それぞれの業務にあった専門性があればよいと思う。

●本市退職職員について、現状、職務上、法人と関わりの深い仕事に携わっていた人材について、法人側へ情報提供出来ない仕組みであるが、こうした規制も見直すことで、より本市との連携もしやすくなるのではないかと。

●法人は、市の施策の中でも重要な役割を担っている。そういった意味で人的な関与は必要だと思うが、OBが望ましいか現職が望ましいかは現段階では分からない。

●人材が集まりにくいところに対しては、市の人的な支援も必要ではないかと。

●本市の施策推進に向け、市と法人が密接に連携しながら取組を進めていくためには、本市職員の派遣が必要と考える。市としても様々な計画策定や環境整備に向けて現場の情報を収集する機会として非常に有用である。

●市の地域課題や市の総合計画等を的確に捉えた上で法人の経営方針を定めるためには、市の施策等に精通し、かつ財団の経営方針を主導的立場で決定できる者が経営陣に配置されることが、出資の目的達成のために最も有効である。

●法人の設立趣旨からすると、一定の指揮監督、関与はあるべきものであり、それを担保するためには役員人事等での配慮が必要と考える。

【株式会社】

●経営の部分で利益をあげていくことを考えると、民間で厳しい競争を勝ち抜いてきた方の経営の参画が重要と考える。

●公共的な役割を達成し、維持していく必要性を踏まえると、一定程度、市OBが関わっている現状には妥当性がある。

●営利を目的とする株式会社において、取締役等が民間企業出身者のみの組織であれば、会社の意思決定の方向性が、営利のみを追求することとなり、公共性が高く、公平性が求められる当該法人が担う事業が本市が期待するとおり行われなくなることが想定されるため、一定程度、市OBが関わっている現状には妥当性がある。

●公共的な役割があるが、株式会社という商業ベースの部分の踏まえると、果たして法人を引っ張っていく方が市OB、民間のどちらがよいのか、今後考える必要があると思う。